

○ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前	現 行
第三十六条（略）	第三十六条（略）	第三十六条（略）
254（略）	254（略）	254（略）
（指定障害福祉サービス事業者の指定）	（指定障害福祉サービス事業者の指定）	（指定障害福祉サービス事業者の指定）
5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域とする。）における当該申請に係る指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。	5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域とする。）における当該申請に係る指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。	5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域とする。）における当該申請に係る指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。
（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）	（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）	（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）
第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定	第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定	第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定

事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)  
第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」)とは、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)  
第五十一条の二十二 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」)とは、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

2・3 (略)

2・3 (略)

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一・五 (略)

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援すること）をいう。以下同じ。を行ふ者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

八・九 (略)

(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 (略)

2・4 (略)

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一・五 (略)

六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する（手話通訳等）（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介すること）をいう。次号において同じ。を行ふ者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便

七 手話通訳等を行う者を養成する事業

八・九 (略)

(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 (略)

2・3 (略)

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一・一の二 (略)

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する（手話通訳等）（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介すること）をいう。次号において同じ。を行ふ者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便

三・四 (略)

2・3 (略)

(基幹相談支援センター)

第七十七条の二 (略)

2・4 (略)

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関

、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならない。

（略）

6

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行ふものとする。

2 （略）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 （略）

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げ

、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならない。

（略）

6

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行ふものとする。

2 （略）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 （略）

2 市町村障害福祉計画においては、各年度に

、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならない。

（略）

5

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第一号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 （略）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 （略）

2 市町村障害福祉計画においては、各年度に

る事項を定めるものとする。

における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものとする。

における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

一 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

一 前項第一号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

**第八十八条の二** 市町村は、定期的に、**前条第三項各号に掲げる事項**（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

**第八十九条** （略）

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

一・二（略）

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一・三（略）

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サ

**第八十八条の二** 市町村は、定期的に、**前条第三項に規定する事項**（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

**第八十九条** （略）

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

一・二（略）

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一・三（略）

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サ

**第八十九条** （略）

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

一・二（略）

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一・三（略）

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4  
8  
(略)

サービス又は指定地域相談支援及び前号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4  
8  
(略)

4  
8  
(略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛け部分は修正部分）

	修 正 後	修 正 前	現 行
	（定義）	（定義）	（定義）
第四条	（略）	（略）	（略）
2・3	（略）	（略）	（略）
4	この法律において「 <u>障害支援区分</u> 」とは、 障害者等の障害の多様な特性その他の心身の 状態に応じて必要とされる標準的な支援の度 合を総合的に示すものとして厚生労働省令で 定める区分をいう。	この法律において「 <u>障害支援区分</u> 」とは、 障害者等に対する障害福祉サービスの必要性 を明らかにするため当該障害者等の心身の状 態を総合的に示すものとして厚生労働省令で 定める区分をいう。	この法律において「 <u>障害程度区分</u> 」とは、 障害者等に対する障害福祉サービスの必要性 を明らかにするため当該障害者等の心身の状 態を総合的に示すものとして厚生労働省令で 定める区分をいう。
第五条	（略）	（略）	（略）
2・17	（略）	（略）	（略）
18	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者その他の地 域における生活に移行するために重点的な支 援を必要とする者であつて厚生労働省令で定 めるものにつき、住居の確保その他の地域に おける生活に移行するための活動に関する相 談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与 することをいう。	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。
第五条	（略）	（略）	（略）
2・17	（略）	（略）	（略）
18	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。
第五条	（略）	（略）	（略）
2・18	（略）	（略）	（略）
19	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。	この法律において「 <u>地域移行支援</u> 」とは、 障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項 若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設 に入所している障害者又は精神科病院（精神 科病院以外の病院で精神病室が設けられてい るもの）を含む。第八十九条第四項において同 じ。（）に入院している精神障害者につき、住 居の確保その他の地域における生活に移行す るための活動に関する相談その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与することをいう。